

立川市の学童保育のあり方に関する提言

令和8年3月

立川市学童保育のあり方検討委員会

目 次

はじめに～学童保育のあり方検討委員会における検討の背景	2
<u>I 立川市の学童保育の目指すべき姿と基本方針</u>	3
<u>II 立川市の学童保育を取り巻く現状</u>	4
(1)立川市における小学生の放課後の居場所	4
(2)児童の人口推移	5
(3)学童保育所の入所者数と申請状況	5
(4)学童保育所の待機児童の状況	6
(5)学童保育所の設置状況	7
(6)施設・設備の現状	8
(7)学童保育の概要とサービスの実施状況	11
(8)運営形態	14
(9)運営費の負担状況	15
(10)人員体制	16
<u>III 立川市の学童保育に関する課題の検討</u>	17
(1)学童保育の質の向上	17
(2)多様な児童の受入れ	18
(3)多様なニーズへの対応	20
(4)施設の維持・更新と学童保育の量の充足	22
(5)運営形態	23
(6)保護者負担の適正化	24
(7)人材確保と職員の処遇	26
<u>IV 今後のよりよい学童保育の実現に向けた提言</u>	28
<u>V 資料</u>	30
資料1 立川市学童保育のあり方検討委員会設置要綱	30
資料2 立川市学童保育のあり方検討委員会検討経過	31
資料3 立川市学童保育のあり方検討委員会名簿	31
資料4 学童保育所アンケート概要	32
① 児童編	
② 保護者編	
③ 直営学童保育所指導員編	
④ 民営学童保育所編	
⑤ 運営法人編	
資料5 令和7(2025)年度 立川市学童保育所施設一覧	33

はじめに～学童保育のあり方検討委員会における検討の背景

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第6条の3第2項に定義されているとおり、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業である。

立川市では、昭和40年代以降学童保育所を設置し、子どもたちの安全・安心な居場所を提供する児童福祉サービスとして重要な役割を担ってきた。その当時、働く女性の増加や核家族化の中で、いわゆる「鍵っ子」対策として、保護者等の自主運営などのかたちで開設され、その雰囲気やマインドが現在も残りつつ、運営が続けられている。

近年、保護者の働き方や家庭状況の多様化、子どもたちの放課後の遊び場や過ごし方も変化するなど、子どもを取り巻く社会情勢が大きく変容し、学童保育のあり方も見直しが求められる時期となっている。

国においては、令和5年度にこども基本法が施行され、こどもの意見の尊重、こどもの最善の利益を優先すること等を基本理念としてこども施策を進めることが定められた。この中で、放課後児童健全育成事業の所管が厚生労働省からこども家庭庁に移り、学童保育所の待機児童解消を図るべく、文部科学省との連名で放課後児童対策パッケージが発出され、こどもの居場所づくり指針の策定、放課後児童クラブ運営指針の改正が行われるなど、放課後の児童の居場所の充足・充実を推進している。

東京都においても、国基準を上回る基準で運営する学童保育所に経費等を補助する、認証学童クラブ事業を新たに開始するなど、学童保育の質向上に向けた取り組みが加速している状況である。

そのような中、立川市の学童保育は、全国的に見ても高い水準の待機児童の発生をはじめ、異なる運営形態の混在や、職員の人材確保など、様々な課題が生じている。加えて、これまで学童保育所運営に当たっての指針等の定めはなく、保育の質を支えていく仕組みづくりが遅れている状況にある。

これらの現状と課題を踏まえ、学童保育事業を将来的に持続可能なものとするため、今後10年程度の学童保育所のあり方等を検討する「学童保育のあり方検討委員会」を令和7年8月に設置した。この委員会は、市民委員及び学識経験者が参画し、それぞれの専門的知見からの課題提起や提案のほか、子育ての経験や、学童保育所利用中の保護者の立場から議論を行った。また当事者である子どもや保護者、運営側である指導員や民間学童運営法人にアンケート調査を実施し、様々な立場から意見を出し合い、検討を重ねた。

本提言は、立川市が学童保育を取り巻く様々な課題に対応し、将来的に事業を持続可能なものとしていくため、これからの学童保育の目指すべき姿について議論し、その姿に向けた取り組みを効果的かつ効率的に行うため、各委員が熱意ある議論を重ね、提言として取りまとめたものである。

I 立川市の学童保育の目指すべき姿と基本方針

立川市の学童保育の目指すべき姿と、これに向けて市が進めていくべき基本方針を以下のように定める。

目指すべき姿

学童保育所は、子どもが友だちや大人と関わりを持ちながら、学校や家庭とは異なる遊びや生活体験をし、大切な時間を過ごす場所です。ここでのびのびと自分らしく過ごすことが、一人ひとりの成長につながります。

立川市の学童保育は、このかけがえのない学童期が充実したものとなるよう、子どもの最善の利益を優先し、子どもたちの主体性を尊重し、一人ひとりの時間も子ども同士の体験も大切にしながら、楽しく安心して過ごすことができる居場所の提供を目指します。

基本方針

- ① 子どもの主体性を尊重し、子どもの意見を活かした運営を行う
- ② 多様な子どもたち一人ひとりが、居心地よく充実して過ごせる保育環境を整える
- ③ 社会状況の変化に対応した、安全・安心で持続可能な事業運営を行う
- ④ 適切で途切れのないサポートをするために、学校、家庭、就学前施設等と連携・協働して子どもたちの学童期を支える
- ⑤ 職員を支える組織体制の構築に努める

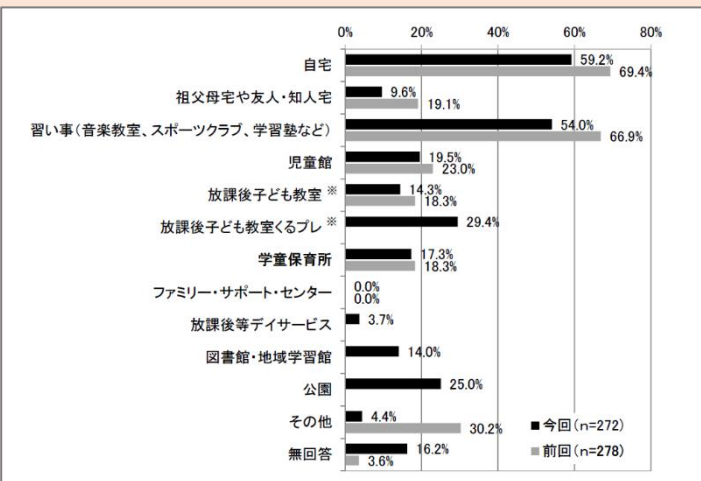
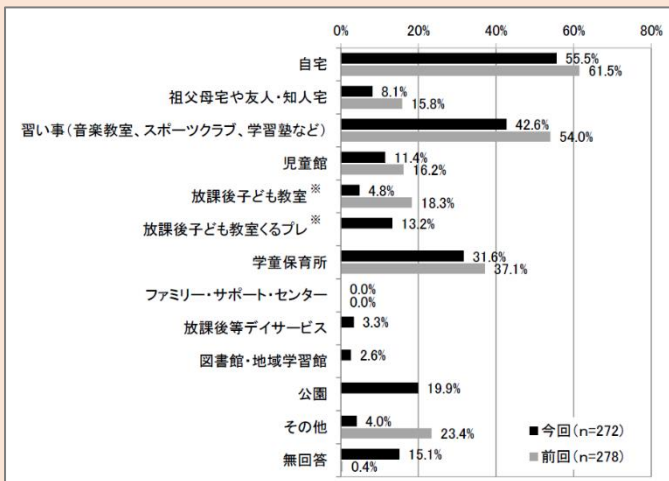
II 立川市の学童保育を取り巻く現状

(1) 立川市における小学生の放課後の居場所

小学生の放課後の居場所は、家庭や地域のほか、様々な居場所が想定される。
立川市では、子どもたちが放課後や休日を過ごす場所として、学童保育所のほかに、放課後子ども教室くるプレ、児童館を設置している。それぞれの居場所は以下のような特徴があり、子どもたちの成長、発達や、家庭の状況に合わせて自分にあった居場所が提供できるよう運営している。

学童保育所	放課後子ども教室くるプレ	児童館		
<p>保護者が昼間家庭での保育が困難な児童を安全に保育する場 遊びや生活の場を提供し、個性を尊重しながら、集団生活にふさわしい仲間関係をつくり、心身の調和のとれた発達を促進するよう、計画的な運営を行う</p>	<p>放課後に学校施設内で子どもたちが学校から直接参加し自主的な遊びや活動ができるよう、大人が見守りを行う。 地域の大人との交流、体験活動なども提供する。 令和8(2026)年度までに全校で実施予定</p>	<p>学校から一度帰宅してから自由に来館し、仲間同士で遊べる地域の遊び場 自分の興味に合わせて遊べる居場所で、高校生まで利用できる</p> <table border="1"> <tr> <th>ランドセル来館</th> </tr> <tr> <td> <p>学童保育所と同様に家庭での保育が困難な児童が、学校からランドセルを背負ったまま直行し、児童館を利用する</p> </td> </tr> </table>	ランドセル来館	<p>学童保育所と同様に家庭での保育が困難な児童が、学校からランドセルを背負ったまま直行し、児童館を利用する</p>
ランドセル来館				
<p>学童保育所と同様に家庭での保育が困難な児童が、学校からランドセルを背負ったまま直行し、児童館を利用する</p>				
		自由度		
活動のサポート				

■第5次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査(令和6年1~2月実施) 抜粋
小学校低学年の放課後の過ごし方 小学校高学年の放課後の過ごし方



※放課後子ども教室くるプレは令和4(2022)年度開始、令和5(2023)年度時点では、小学校7校で実施

(2) 児童の人口推移

立川市の小学校就学年齢(4月1日時点の6歳から11歳)の児童数は、令和7(2025)年度までの10年間、約8,900人から9,000人の間で推移しており、大幅な増減はない状況となっている。

人口の将来見通しは、少子化に伴い減少に転じることが見込まれるが、一方で、地域によって農地転用やマンション建設等により、局所的に増加の可能性はある。

■年齢別人口推移(4月1日時点 該当年齢人口(6～11歳))

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
6～11歳計	8,904	8,972	8,994	8,990	8,936	9,002	8,994	8,969	8,952	8,989

【出典】住民基本台帳年齢別人口(平成28年～令和7年)

(3) 学童保育所の入所者数と申請状況

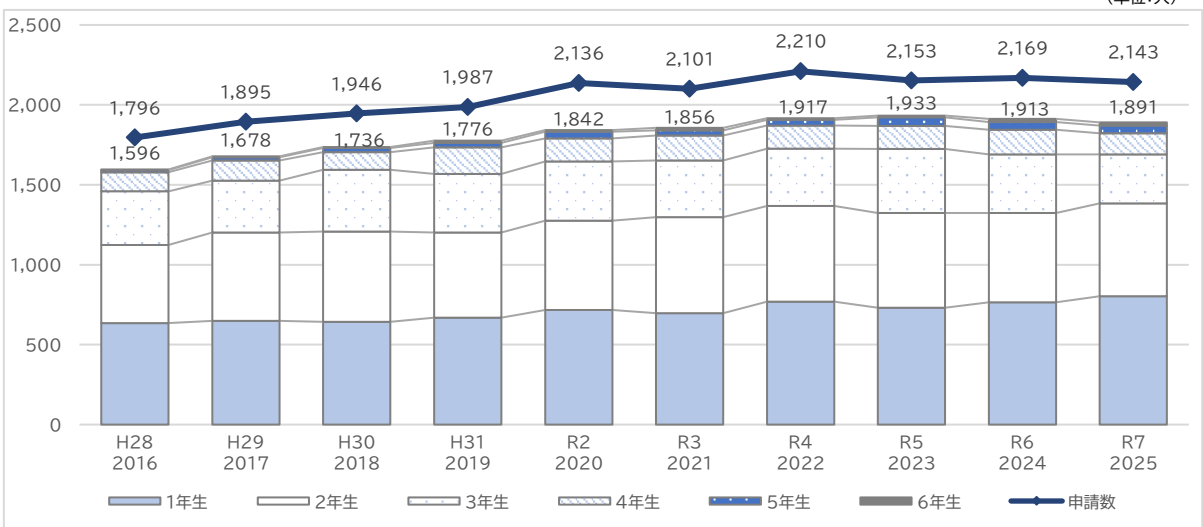
学童保育所入所者数(4月時点)は、過去10年間を見ると、平成28(2016)年の1,596人から増加を続け、令和5(2023)年度の1,933人をピークとして、令和6(2024)年度以降はやや減少し、令和7(2025)年度は1,891人となっている。

申請者数は、平成28(2016)年度は1,796人から、令和4(2022)年に2,210人となるまで継続して増加し、令和5(2023)年度以降はやや減少している。

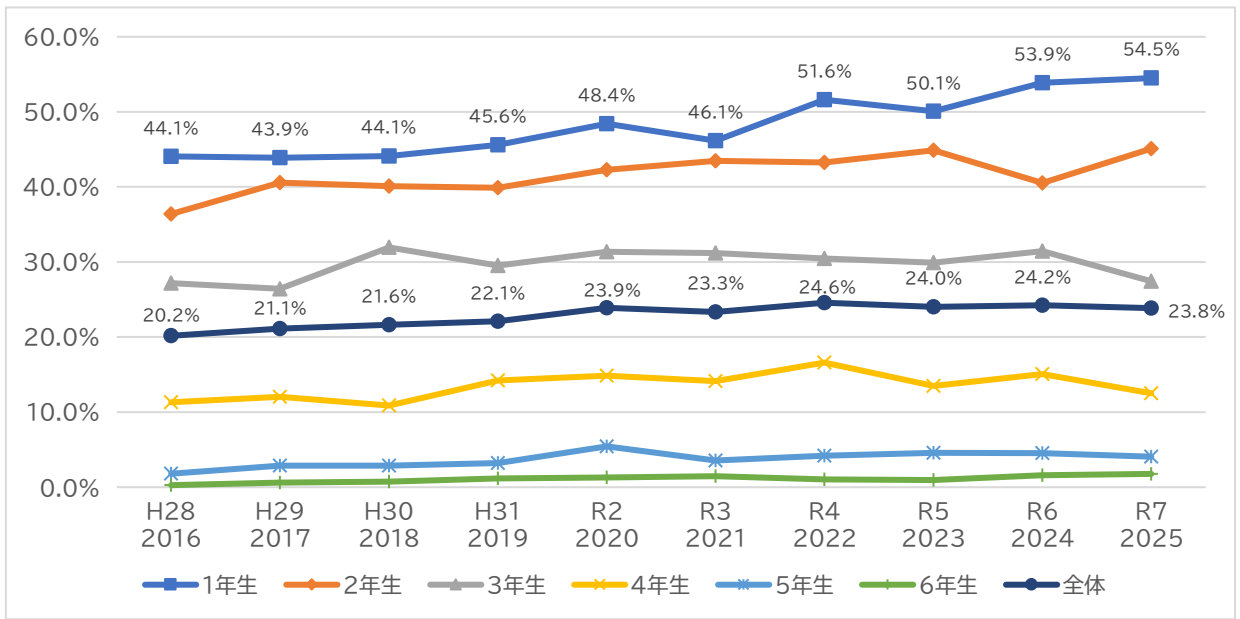
一方で、学年別の申請率では、1年生は、平成28(2016)年度から10年間で44.1%から54.5%と10ポイント以上、2年生では36.4%から45.1%と8.7ポイント増加し、低学年の学童保育のニーズは増大している。また、高学年では、5年生は1.8%から4.1%、6年生は0.3%から1.8%と増加しており、実数は多くないものの、高学年の利用ニーズも高まっている。

国では、女性の就業率の伸び等を踏まえて、登録児童数は2030年ごろにピークを迎えると推計しており、今後もニーズが高い状況が継続すると見込まれている。

■学童保育所入所者数と申請数(各年度4月時点)



■学年別 学童保育所入所申請率の推移(申請者数/年齢別人口)



(4)学童保育所の待機児童の状況

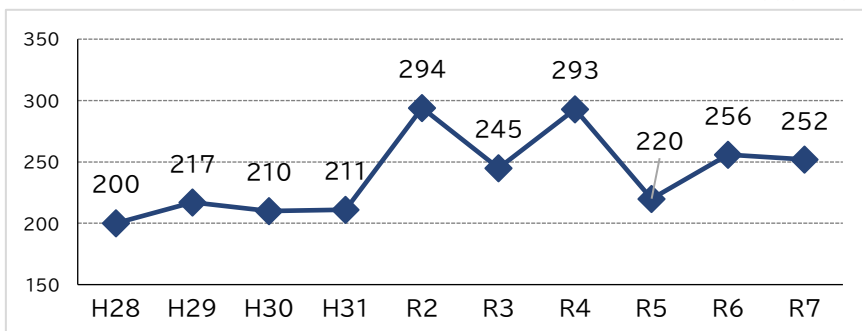
学童保育所の待機児童数(各年度4月時点)は過去10年間、200人を超える状態が継続している。令和7(2025)年度も252人と高止まりしており、早期解消が求められている。一方で、地域により偏りがあり、定員に満たない学童保育所もある。

学年別では、3年生が最も多く40.1%で、次いで2年生、4年生が多く、中高学年のニーズに応えられていない状況となっている。

待機児童対策の取り組みとして、学童保育所の新設のほか、新設候補地となるテナント・物件の募集、児童館における「ランドセル来館事業」の実施、「放課後子ども教室くるプレ」など、学童保育所以外の居場所の選択肢を増やす取り組みを進めているが、待機児童の解消に至っていない状況が続いている。

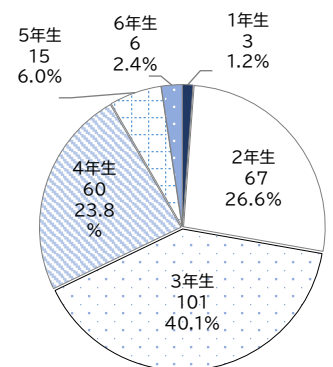
■待機児童数推移(各年度4月時点)

(単位:人)



■学年別待機児童数

(令和7(2025)年4月)



■学校区別待機児童数と空き状況(令和 7(2025)年 4 月)

小学 校区	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九 ※	第十	西砂	南砂	幸	松中	大山	柏	上砂川	新生	若葉台	その 他※	総計
待機	36	31	0	27	2	6	4	3	56	3	17	5	6	17	13	8	14	0	4	0	252
空き	0	0	24	0	0	0	0	19	3	0	0	0	0	0	0	29	14	46	20	11	166

※利用実態上、第九小学校区に大山小学校区の上砂第三学童を含める

※総合福祉センター学童保育所は、全市域の特別支援学校等に在籍する3～6年生を対象に送迎付きで実施

(5)学童保育所の設置状況

令和7(2025)年12月時点の学童保育所の設置状況は以下のとおりとなっている。

■設置数:39施設

■学校区別設置数と定員・受入数

小学 校区	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	西砂	南砂	幸	松中	大山	柏	上砂川	新生	若葉台	その 他
施設数	2	1	3	2	3	1	1	2	3	1	3	1	1	1	4	2	2	4	4	1
定員	90	40	160	90	105	60	50	120	125	60	130	60	60	60	40	170	100	100	180	15
受入数	100	48	189	114	130	68	54	137	142	70	160	65	70	70	50	181	114	116	186	15
支援 単位 ¹ 数	3	1	4	3	4	2	1	3	4	2	4	2	2	1	1	5	3	3	5	1
【参考】 小学校 児童数 (※)	474	453	523	530	668	294	207	422	593	396	754	313	340	481	301	539	514	263	482	-

※小学校児童数は、令和 7(2025)年 5 月時点



高松学童保育所



錦学童保育所

¹ 支援の単位とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)で定められている、放課後児童健全育成事業(学童保育)の提供が一体的に行われる単位で、一の支援の単位を構成する児童の数は概ね 40 人程度とされている。

■規模(定員数)別施設数

	30人未満	30人	40人	50人	60人	70人	90人
施設数	7	5	7	1	16	2	1

※高松(60人)・高松第二(20人)は合同保育で計80人、柏第二(60人)・柏第三(20人)は合同保育で計80人

■規模(受入可能数)別施設数

	30人未満	30人以上 40人未満	40人以上 50人未満	50人以上 60人未満	60人以上 70人未満	70人以上 80人未満	90人
施設数	6	3	9	2	4	14	1

※定員に対し弾力的に受入枠を増やして対応

■場所別設置数

	学校敷地内		併設施設あり			単独設置					
	教室 利用	学校 敷地内 専用 施設	児童館	児童 会館	保育園	団地 集会所/ 自治会 施設	民家・ アパート	貸店舗	公的 施設	公有地 専用 施設	民有地 専用 施設
施設数	5	7	6	1	1	2	2	4	2	6	3

(6)施設・設備の現状

学童保育所は、開設がはじまってから50年以上が経過し、必要に応じて施設の改築・改修を行ってきたが、約4割の施設が、建設または改修から20年以上が経過しており、建物、トイレをはじめとした設備の老朽化が進んでいる。

施設整備は、立川市前期施設整備計画に基づく整備のほか、放課後子ども教室との合築を予定している校区もあるが、多数の施設で老朽化への対応は遅れており、故障等の発生があれば随時修繕を行っている状況である。

近年、夏の高温期間の長期化や高温化により空調機への負荷が高まっていることで、故障が頻発しており、建物自体の断熱構造の脆弱さや受け入れ人数の増加も相まって、熱中症のリスクが高くなってきている。

施設環境は施設ごとに大きく異なり、併設施設の有無や規模が様々で、屋外活動スペースなど、子どもたちが体を動かして遊べる環境がない施設も数多くある。

また、障害児の受け入れ等に必要なクールダウンスペースや医療的ケアが必要な児童のプライバシー確保など、新たな課題に対応した設備の必要性が高まっている。

利用者アンケートでは、児童、保護者より、「トイレが古い」、「狭い」という意見が多くあげられている。また、学童保育所指導員からは、「クールダウンスペースが必要」という意見が多くあったほか、運営法人からも空調機をはじめとする環境改善の要望があげられている。

■施設更新予定

	内容	予定時期
西砂学童保育所	放課後子ども教室くるプレと合築	令和 7~8年度
大山学童保育所	中規模改修	令和 11 年度
曙学童保育所	第二小学校・高松児童館との複合施設整備	令和 11 年度
錦学童保育所 錦第二学童保育所	第三小学校・錦児童館との複合施設整備	未定
松中学童保育所	西砂児童館とともに改修	未定

■施設の老朽度(建設または改修からの経過年数)

	5年以下	6~10年	11~20年	21~30年	31~40年	40年以上
施設数	5	11	7	7	6	2

■屋外活動場所

	校庭	敷地内庭	併設児童館 等館庭	併設保育園 園庭	近隣公園	なし
施設数	16	5	7	1	1	9

■専用区画²面積

	50㎡未満	50以上 ~75㎡ 未満	76以上 ~100㎡ 未満	101以上 ~125㎡ 未満	126以上 ~150㎡ 未満	151以上 ~175㎡ 未満	176以上 ~200㎡ 未満	200㎡ 以上
施設数	4	7	8	11	5	3	0	1



多摩川学童保育所 保育室の一部



多摩川学童保育所 トイレ

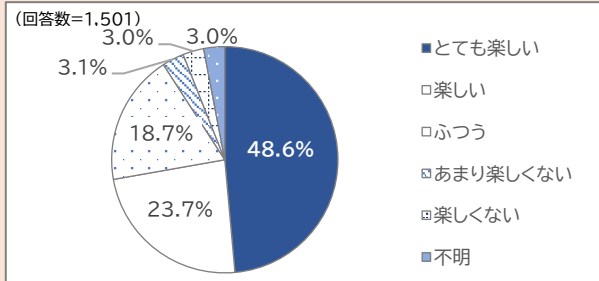
² 専用区画とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)で定められている、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画で、児童 1 人につきおおむね 1.65㎡以上を確保することが求められる

■学童保育所アンケート結果 抜粋

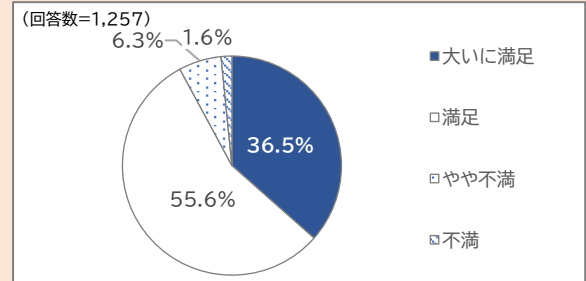
【実施時期】 児童編 令和7年7月 / 保護者編 令和7年9月 /

直営学童保育所指導員・民営学童保育所編 令和7年8月～9月/運営法人編 令和7年8月～10月

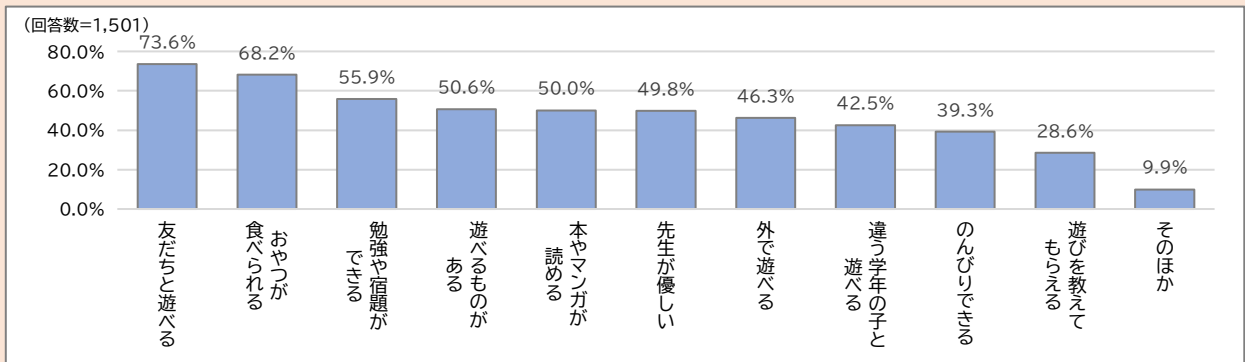
【児童編】学童保育所は楽しいか



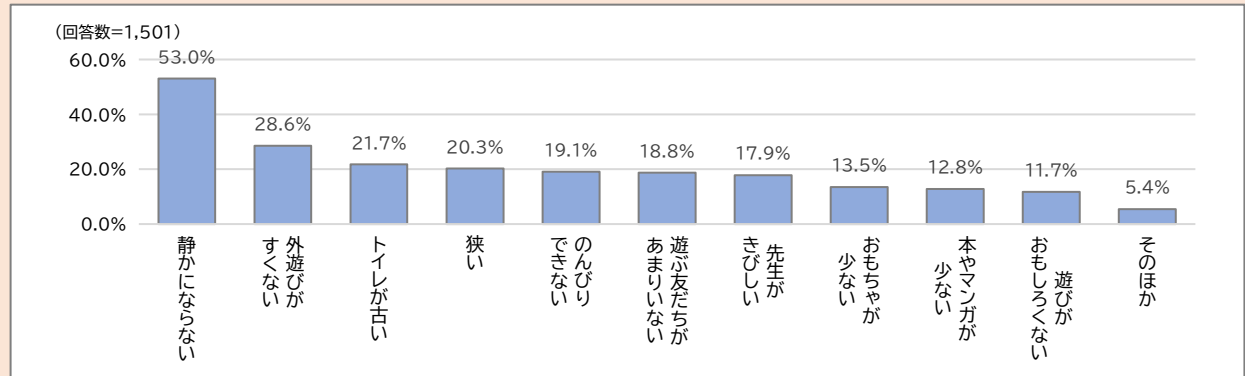
【保護者編】学童保育所の満足度



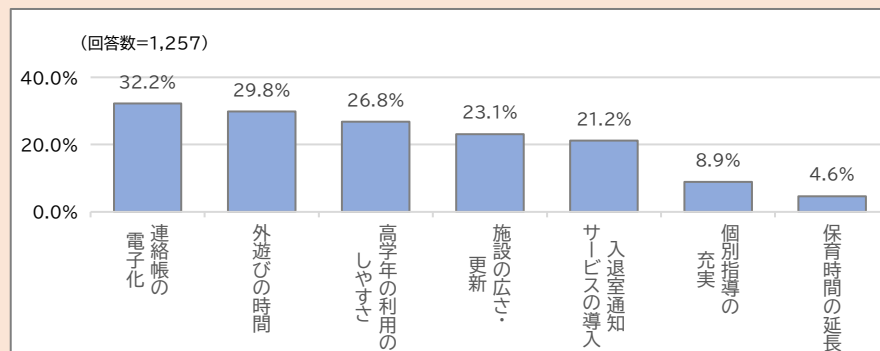
【児童編】学童保育所のよいところ



【児童編】学童保育所のよくないところ



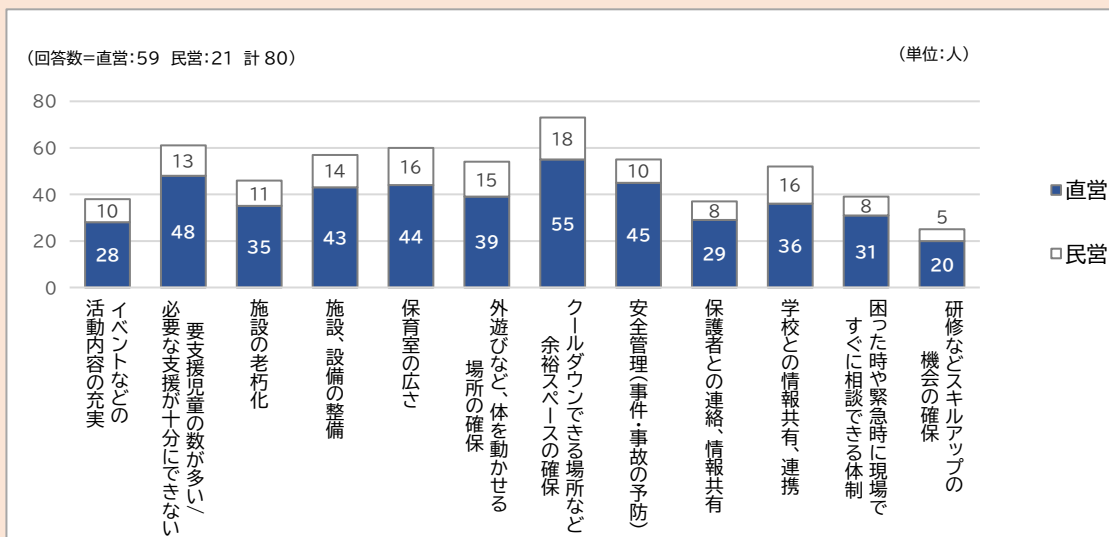
【保護者編】改善してほしい点



【その他の回答内容】

- ・トイレが古くて汚い
- ・(施設が全体的に)狭すぎる、古すぎる
- ・部屋が人数に対して狭い

【直営学童保育所指導員・民営学童保育所編】運営上負担や課題に感じること



【直営指導員・民営学童保育所編】課題になっていること・要望(自由回答)

- ・建物内外の老朽化が激しい
- ・ワンフロアのためクールダウンする場所がない
- ・子どもの人数に対してトイレが少ない。和式トイレを使用できる子が少ない
- ・部屋が人数に対して狭い

【運営法人編】運営上の課題・質向上のために必要なこと(自由回答)

- ・プレハブ施設でクーラーが効かない。電圧も限られておりクーラーの設置に限界がある。この暑さで外遊びもできず熱中症等が心配
- ・まず環境改善をお願いしたい

(7)学童保育の概要とサービスの実施状況

①実施日と時間

開設日	月～土曜日		
休所日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日まで		
開設時間	学校授業日	下校時～18時	延長保育
	学校休業日	8時～18時	18～19時

②昼食提供事業

夏季・冬季・春季の長期休業期間の一日保育の日に、昼食提供を行う

【概要】

- ・市が指定する事業者が保護者の注文を受けて各学童保育所に昼食を配送する
- ・利用方法:保護者がスマートフォン等の端末から各自で事業者注文、決済をする

- ・料金:税込み450円/1食
- ・令和7(2025)年夏季より開始



昼食提供サービスのお弁当

③障害児保育

【対象児童】

- ・障害が中・軽度で、集団生活・保育に適応できる児童
- ・原則、各種障害者手帳3級・3度まで

【受け入れ体制】

- ・定員133人 / 34施設(1施設2～4人 ※総合福祉センター学童保育所を除く)
- ・障害児のみを対象とした施設を1施設設置

総合福祉センター学童保育所

- ・特別支援学級・特別支援学校在籍の3～6年生対象
- ・定員15人
- ・送迎の対応あり

・職員体制

障害児2人までに対し、職員1人を追加配置、障害児3人以上は職員2人を追加配置する
加配職員は、学童保育所全体への増配置の位置づけであり、児童の専属として個別対応はしていない

【受け入れ状況】(令和7(2025)年4月時点)

合計34人

受入人数	1人	2人	3人
施設数	9か所	5か所	5か所

④ 障害児巡回相談

各施設から保育に関する助言を必要とする児童の情報提供を受け、学童保育の現場に、専門的知識・経験を持つ巡回相談員を派遣する。相談員は、障害や特性のある児童の保育観察を行い、指導員に対し保育や環境調整等について助言し、相談に応じている。

令和7(2025)年度は、年間10回(1回×10施設)で一部施設のみ、また1施設当たり平均年1回以下の実施にとどまっており、実施回数の増加と継続してのサポートが求められている。

⑤ 医療的ケア児の受け入れ

令和3(2021)年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、学童保育所においても、医療的ケア児が適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他の必要な措置を講ずるものとして定められた(同法第9条の第3項)。

令和6年度より、医療的ケア児の入学に合わせて、小学校併設学童保育所で受け入れを開始しているが、環境整備よりも実施が先行している状況となっている。

令和7年度中に、学童保育所における医療的ケア実施のガイドラインの整備を予定している。

⑥ ICTの活用

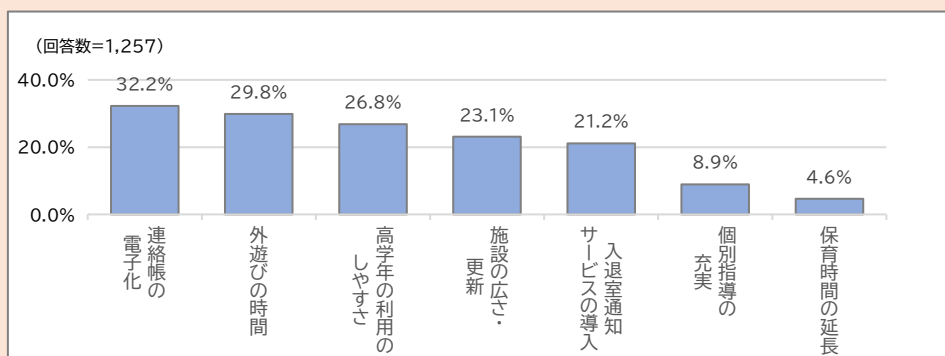
学童保育所では、ICTの活用が遅れており、保護者からもその活用についての要望が多くあげられている。

【現状】

- ・保護者と学童保育所の連絡方法：紙媒体の連絡帳、連絡アプリ(市・学童保育所からの送信のみ)
- ・児童の出席管理：児童が持参した連絡帳を確認した上で、ホワイトボードにマグネットで表示する。
必要に応じて、保護者へ電話連絡し、降所時間の確認を行う
- ・日報等報告書の作成と市への提出：紙媒体で作成し、市職員が各学童保育所を巡回して回収

■学童保育所アンケート結果 抜粋

【保護者編】改善してほしい点(再掲)



【改善してほしい点】(自由記述)

- ・当日の欠席を電話ではなくメールでの連絡をさせると大変助かる
- ・欠席の連絡を学校のようにアプリでできたらありがたい
- ・連絡帳にあらかじめ欠席と入れても当日確認の電話がかかってくる事が多く、先生も手間だと思うので連絡帳(出欠連絡)は電子化した方が保護者にとっても先生方にとっても合理的である

⑦ 安全対策

令和4(2022)年に児童福祉法が改正されたことに伴い、令和6(2024)年度から学童保育所において、安全計画を策定することが義務付けられた。立川市においても、各学童保育所において安全計画を策定し、これを基に環境整備、非常時の対応、各種訓練などを行っている。

設備面では、施設入口への防犯カメラの設置、非常通報システム³を導入している。また、不審者対応のため、捕縛機能付きさすまたの導入を予定している。

また、令和8(2026)年施行予定のいわゆる「こども性暴力防止法⁴」への対応を進めていく。

この法が対象とする大人から子どもへの性暴力だけでなく、子ども同士の性トラブル防止のための対応も求められる。

³ 非常通報システムとは、非常時に電話等を介さず、設置するボタンの押下で直接110番通報できるシステムで、市内全学童保育所に設置している。

⁴正式名称「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」2026年12月施行予定

(8)運営形態

市内39か所の運営は、18か所が直営、民間事業者への業務委託による運営が15か所、指定管理者による運営が6か所となっている。

設置	公設公営		公設民営	
運営	市直営		業務委託	指定管理
設置数	18		15	6
人員体制	<p>1 支援単位に対して、2 人以上の会計年度任用職員(放課後児童支援員)を配置し、配置された職員が保育に当たる。不在時や加配対応には、代替の非常勤職員が勤務する</p> <p>職員のマネジメントは、市子ども育成課職員が行っている</p>		<p>1 支援単位に対して、常勤職員 2 人を含む 3 人以上を配置し、保育に当たっては 1 支援単位に対して 2 人以上の職員(放課後児童支援員資格・うち 1 人は補助員を可とする)が勤務する</p> <p>職員の雇用形態等は運営事業者により異なる 各施設リーダー職員や各事業者のエリア管理者が職員のマネジメントを行っている</p>	
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・市が運営状況を把握しやすい ・職員が固定化しやすく、高年齢化。民営に比べても女性比率も高くなっている ・上長が現場にいないため、問題が生じた際の迅速な状況把握が難しく、対応の遅れ等が生じる可能性がある ・子どもを取り巻く社会情勢の変化に合わせた運営の見直しや、新しいスキル、情報提供が遅れがちである ・運営費のうち人件費比率が高く、子どもたちの遊具等消耗品、備品の更新が進んでいない 		<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育業務の実績がある事業者が受託していることから、事業者が蓄積しているノウハウを活かして運営することができる ・一方で、各事業者、現場責任者の専門性の高さや経験値に違いがあり、運営の方法、質に差が出やすい <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館運営と学童保育所運営をともに行うことから、人員配置を柔軟に対応できる ・施設管理は指定管理事業者が行うため、市の負担が少ない </div>	

(9) 運営費の負担状況

立川市の学童保育所の運営費は、保護者が負担する保育料のほか、国、都、市がそれぞれ負担している。保護者負担は、以下のように運営経費全体の1割程度にとどまっている。国が示す福祉サービスの運営負担の考え方では、受益者負担を5割としており、これと乖離した状態となっている。

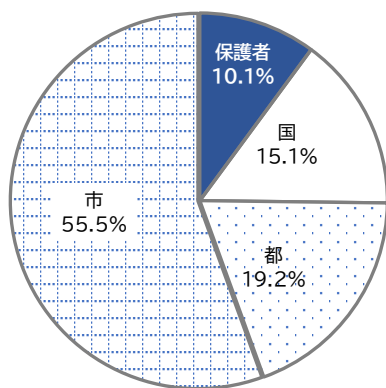
保護者は、保育料のほか間食費を負担しているが、コロナ禍以降、間食の提供方法の変化や、近年の物価上昇に伴い、間食購入コストが上昇しており、間食の量や内容を維持していくことが困難になっており、指導員が対応に苦慮している。

【保育料と間食費の保護者負担】

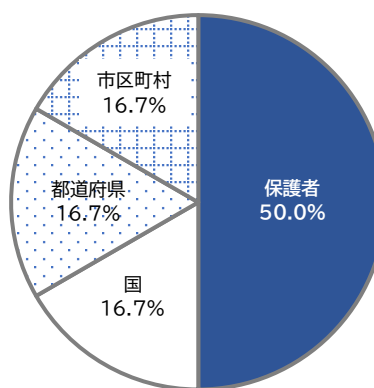
内容	金額	改定(設定)時期
保育料・月額	4,000円 2人目以降は2,500円	S59(1984).9～ 2,500円 H11(1999).4～ 4,000円
延長保育料・月額	2,000円	H23(2011).6
延長保育料・一時利用	500円/回	H23(2011).6
間食費・月額	2,000円 ※保護者会の自主会計	S55(1980).4～ 1,500円 H27(2015).4～ 2,000円

教育委員会の教育費の援助対象者は、保育料等の減免
生活保護世帯には、間食費援助

立川市運営費負担の状況



国の運営費負担の考え方



おやつ提供の様子



学童保育所のおもちゃの一部

(10)人員体制

学童保育所指導員は、1支援単位に対して2人以上、うち1人は放課後児童支援員資格を有する指導員が保育に当たっている。

職員の雇用形態は、運営形態によって異なるが、いずれも人員の十分な確保が困難な状況が継続している。職員は、女性が多く、男性や若年層が少ない傾向がある。

直営学童保育所の職員は民営に比べても男性比率が低く、6.3%にとどまっている。また、高年齢化の傾向があり、50代以上が約8割となっている。欠員を日々代替職員で対応するなど、人員確保が困難な状況が続いている。

人員確保のため、処遇の改善が求められるが、国が整備している処遇改善に向けた制度は、事務手続きの煩雑さによる民営事業者の負担が大きく、一部を除き活用ができていない。

■学童保育所アンケート結果 抜粋

【運営法人編】人員確保・職員に関する課題(自由意見)

- ・児童福祉未経験の職員雇用を考えなければならないくらい応募がない。放課後児童支援員の資格がない人を採用した場合、資格取得にそれ相応の期間が必要となるため、有資格者の配置について課題となる。
- ・現場を安心して任せられる人材が少なく、局所的に負担を強いなければならない現状が課題。若手の採用への壁が大きく、今後長く学童を維持しながら、質の高い保育を提供していく手段を模索している現状。
- ・ハローワークだけで募集をかけていても人員は集まらない。

Ⅲ 立川市の学童保育に関する課題の検討

学童保育に関わる課題の分析と、学童保育の目指すべき姿に向けて検討された個別意見を項目ごとにまとめた。

各課題への対応方針と、学童保育の目指すべき姿に向けた基本方針との結びつきを、以下のマークで表示している

子どもの
主体性

子どもの主体性を尊重し、子どもの意見を活かした運営をする

居心地よい
保育環境

多様な子どもたち一人ひとりが、居心地よく充実して過ごせる保育環境を整える

持続可能
安全・安心

社会状況の変化に対応した、安全・安心で持続可能な事業運営を行う

連携
協働

適切で途切れのないサポートをするために、学校、家庭、就学前施設等と連携・協働して子どもたちの学童期を支える

職員の
サポート

職員を支える組織体制の構築に努める

(1) 学童保育の質の向上

◆ 学童保育のあり方の見直しと運営指針の策定

持続可能
安全・安心

- 学童保育は、留守家庭対策として保護者同士の預かり合いに近いかたちからスタートし、運営形態を変えながらも、保育の考え方や活動の内容、運営管理や設備などは当初から変わりなく引き継いで運営し、現在に至っている。近年、社会情勢、家庭のあり方、子どもたちの放課後の過ごし方、学童保育に求められるものも変容し、学童保育のあり方を見直すべき時となっている
- 市全体で統一的な運営指針やガイドラインといったものが整備されていないことは課題である。今後、運営指針等の策定を検討していくべきである

◆ 集団規模と一斉活動の見直し

居心地よい
保育環境

- 現状の学童保育の規模は、施設の半数程度が50人を超える規模で、多いところでは100人近くとなっている。学童保育所では、多様な子どもたちが、自分らしく放課後のリラックスした時間を過ごせるよう、一斉活動のあり方、集団の規模を見直していく必要がある

◆ 子どもの意見を聞き、主体性を尊重する

子どもの
主体性

- 子どもの権利について指導員が理解を深め、子どもの主体性を尊重した運営ができるよう、指導員へ研修を行う
- 子どもたちの意見を聞き、運営に活かしていく

- ・ 高学年や、学童保育所の利用期間が長い子どもたちが主体となって、活動内容の決定や、実行できることを増やしていく

◆ 運営管理の役割分担と指導員同士の情報共有

職員の
サポート

持続可能
安全・安心

- ・ 運営の考え方や方針について、市内学童保育所共通で決定して運用することと、各学童保育所の現場で決めることを仕分ける。共通の事項は市が決めることで、質の均一化を図るとともに、各学童保育所指導員の負担を軽減する
- ・ 各学童保育所の運営上の良いところを共有するため、運営形態などの垣根を越えて、指導員同士が情報共有できる場を設け、お互いに運営上の良いところを共有し、広げていく取り組みをしていく

◆ 保護者へ情報提供を行い、学童保育への共通理解を得る

連携
協働

- ・ 学童保育のあり方、ルール、保育料と間食費の現状など、保護者への説明を積極的に行う
- ・ 学童での宿題の取り組みや間食の内容など、入所する段階で保護者に十分に説明を行い、理解を得られるようにする

◆ 福祉サービス第三者評価受審の検討

持続可能
安全・安心

- ・ 客観的な評価をもとにサービスの質を見直し、改善意識を高めるため受審を検討する
- ・ 受審に向けた事業者、市の体制を整備していく

(2)多様な児童の受入れ

課題の分析

◆多様な子どもの捉え方

子どもたちの特性や家庭の状況が多様化している。学童保育で育ちを支えていくべき「多様な児童」について捉え直しが必要

- ・ 発達特性のある児童
加配対象となる障害児以外に、発達の特性など、配慮が必要な児童が増加している
- ・ 外国籍や外国にルーツを持つ児童
言語や生活習慣の習得に課題を抱えている児童がいる
保護者とのコミュニケーションに困難さがある
- ・ 性的マイノリティ
児童期から性別に違和感をもつ児童もいる
- ・ 家庭の養育等に配慮、支援が必要な児童
- ・ 医療的ケアが必要な児童

◆ 集団規模と個別対応の考え方

- ・ 学校では学年、学習の進度、活動の内容などに合わせて集団を分け、通常学級も35人以下であるのに対し、学童保育所では、特性による区分けなどがなく、一部屋に40人以上が一緒に活動しており、集団規模が大きい

- 保育園等では加配は1対1の個別対応であることが多く、また、小学校の特別支援学級は少人数対応を行っている現状である。しかしながら学童保育所では、保育園で加配対応をしていた児童や、特別支援学級の児童などの障害児が入所した場合、指導員を加配しても、個別の対応ではなく保育全体への増配置であるため、集団の中の一人としての見守りとなる
 - 学童保育所の障害児受け入れの要件として、「集団生活ができること」としているが、集団適応の考え方が学校とは異なっている
 - 学童保育所では、一斉活動が多くあり、全員で同じ活動をすることが、子どもにとっても、また指導員にとっても負担になり、子どもの主体性を活かした保育になりにくい時がある
 - 配慮が必要な児童に指導員の見守りが偏ることで、全体に目が行き届かない場面が生じる
 - 開設当時は、低学年専用の施設だったため、多様な年齢、特性の児童を受け入れることを想定した施設整備となっていない
- ◆ 関係機関との情報連携
- 保育園等就学前施設で積み上げてきた児童への支援の方法が、学校とは情報連携できていても、学童保育所につながらないことがある
 - 就学支援シート等を学童保育所へ情報提供することを保護者任せにしている

課題への対応方針

◆ 多様な児童それぞれが過ごしやすい環境をつくっていく

居心地よい
保育環境

子どもの
主体性

- 発達特性のほか、外国にルーツを持つ児童や、性的マイノリティなど、様々な特性を含めたすべての児童が、それぞれに尊重され、過ごしやすい環境をつくっていく

◆ 特性のある児童を含めた一斉活動・個別対応の考え方の見直し

居心地よい
保育環境

- 集団の規模、集団適応の考え方、加配の役割、集団指導のあり方について再検討をしていく
- 現場の指導員任せにするのではなく、市全体で検討していく

◆ 就学前施設・就学相談・保護者・学校等との情報連携

連携
協働

居心地よい
保育環境

- 関係機関との太いパイプを持ち連携することで、子どもたちの学童保育所での過ごしやすさにつなげる
- 就学相談で学校へ引き継がれる情報を学童保育所に共有し、途切れのないサポートができる体制をつくる
- 保護者に了承を得た上で、就学前施設と情報共有ができるシステムにする
- 学童保育所と情報共有することが、児童の成長・発達や安心して学童保育所で過ごすことに資するといったメリットを保護者に丁寧に説明していく
- 学校と学童保育所での児童の様子等を情報共有し、児童への指導方法や家庭への対応について相談できる体制を整備する
- 配慮が必要な家庭の児童についても、学校や支援機関と連携をとることで家庭、児童を支えることにつなげる

◆ 障害児巡回相談の目的の明確化と充実

居心地よい
保育環境

- ・ 施設数に対して実施回数が少ないため、必要なところには必ず実施されるように予算措置をする
- ・ 相談する項目、内容を明確にしておき、相談する側、される側ともより有意義な時間とする
- ・ 個別具体的な児童の支援方法の検討は巡回相談で対応し、学童保育所全体に関わる環境整備や運営方法の改善は市全体で統一して対応していく

◆ それぞれの子どもの成長・発達・興味関心に合わせた運営・環境整備

居心地よい
保育環境

- ・ 学年や特性などの多様なニーズに配慮して、成長や発達に合わせたコンテンツや遊具、学習用具など環境整備や運営をすることで、それぞれの子どもたちが安心して楽しめる場をつくる
- ・ クールダウンできる場所を整備する

◆ 指導員の専門性を高める取り組み・指導員のサポート体制の充実

職員の
サポート

- ・ 研修の充実
- ・ 障害児巡回相談を増やす

(3)多様なニーズへの対応

課題の分析

◆ DX化の遅れ

- ・ 保育園や小学校においてDX化が進みつつある中で、学童保育はDX化から取り残されている

◆ 安全対策

- ・ 施設環境の違いによる差が生じている
- ・ 性への知識や関心が高い児童が増えてきており、これに対して子ども同士での性のトラブル防止に関して指導員の意識やスキルが高められていない
- ・ トラブルを防ぐために、指導員の意識を高めることや、子どもたちへの指導方法を検討することが求められている

課題への対応方針

◆ ICTの活用

職員の
サポート

安全・安心
持続可能

- ・ 連絡帳の電子化、入退室管理システムの導入などで、利便性が高まり、指導員、保護者とも負担軽減をすることができる

◆ 子どもの性被害防止

持続可能
安全・安心

- 子ども同士での性に関するトラブルを防ぐための取り組みをすすめる
指導員に向けた包括的性教育に関する研修を実施するなど、指導員の知識、意識を高め、性加害、被害を起こさないための手立てを打てる体制を整える
- 自分自身の心と体を大事にすることなど、子どもたちに伝えていく

◆ 保育室へのカメラの設置検討

持続可能
安全・安心

職員の
サポート

- 保育室へのカメラ設置のメリットを把握し、検討する
【カメラ設置によるメリット】
大人からの性被害防止だけでなく、子ども同士のトラブルの抑止力としても有効である
性被害防止以外にも、ケガなどのトラブルについて確認することができ、保護者への説明がしやすくなる
カメラがあることで、職員が疑われる不安を抱えることなく働くことができる



【委員会で議論されたトピック】

学童保育の中で宿題をする時間を設けるべきか？

居心地よい
保育環境

連携
協働

【現状】

学童保育は、学習指導を行う場所ではないことから、宿題や学習ができる環境は整えているが、強制していない

宿題や学習をする時間を設けている学童保育所も多くあるが、その時間帯は様々で、17時以降など降所時間のピークの後に設定している学童保育所もある

保育時間中に宿題をするについては、保護者からの要望はとて多く、指導員は対応に苦慮することも多い

【意見】

✓ 学童保育で宿題をする時間をとったほうがよい

子どもが学童保育所から帰宅した後は、保護者も児童も疲れており、食事、入浴などすべきことも多く、宿題に取り組むことが負担になっているため、学童保育所で宿題を終わらせるようにすることで、保護者も児童も助かる

静かに宿題に取り組むことで、指導員の負担軽減にもなるのではないか

✓ 宿題に向かえない子は、`静かタイム`を設け、宿題をするかどうかは子どもに任せる

学校の授業をがんばってきた子どもにとって、学校が終わった後の学童保育所は、一息ついて休みたい場所になっている。発達や学習面に課題がある児童の中には、宿題に取り組むことに苦しさを抱えている子もいる

宿題をしなくても、静かにひとりで集中して何かに取り組む時間をとることはできる

✓ `静かタイム`は、児童の多い時間に

児童の人数が多い、早めの時間に設定するほうがよい

✓ 時間が区切れない場合は、学習場所をゾーニング

保育所によっては、在籍児童の学年や学校が異なり、登所時間が一定時間にならないところもある。その場合、時間は決められないが、宿題・学習スペースをゾーニングすることはできる

✓ 保護者への丁寧な説明が重要

入所時の説明の中で、場所は提供するが宿題を強制はしないこと等を丁寧に説明しておくことが重要

要望のある保護者に対しては、学童保育所での子どもの宿題へ取り組みの様子をしっかりと伝えていく

(4)施設の維持・更新と学童保育の量の充足

課題の分析

- ・ 待機児童数が高止まりしており、待機児童の早急な解消が求められている。一方で、将来的に子どもの数が減ることが見込まれる状況を踏まえた上で、定員数の増加だけではなく、施設の老朽化への対応、空調機、トイレ等設備の更新を進めていく必要がある
- ・ 保育園等子どもが利用する他施設は、新設、更新が進んでおり、学童保育所とギャップがある

課題への対応方針

子どもの数が減少した後のことも想定し、子どもたちにとってより良い環境が保てるよう環境整備を進めていく

◆ 改修・施設整備の方向性

居心地よい
保育環境

持続可能
安全・安心

- ・ 定員拡大だけでなく、一斉活動の見直しをして、少人数活動ができるようなゾーニングや小グループ活動ができる施設改修を検討する
- ・ 学年等、子どもたちの特性や発達段階に応じた活動ができる環境を整える
- ・ 東京都認証学童クラブの基準(※22ページ)に達することを目指していく
- ・ 施設、設備の老朽度が保育園等其他の子ども施設とギャップがない整備を行う
- ・ 子どもたちが自由に、体を使って遊ぶことができる環境を整える
- ・ 活動スペースが狭いなど、遊び、活動の環境に余裕のない施設は、待機児童が解消するまでの臨時的な設置とし、のびのびと活動できるスペースを確保していく

◆ 学校施設等の活用

連携
協働

居心地よい
保育環境

- ・ 学校内が最も安全・安心で、のびのびと活動できる場所であるので、より一層の活用を検討する
- ・ 学校は設備の更新も進んでいることから、学童保育所では更新が遅れている空調機、トイレ

や水道設備について、学校を利用することで環境改善の助けとなる

- 学校内に学童保育所がない学区は学校内の整備を検討する
- 学校外学童保育所も屋外活動の場所として学校の校庭の利用ができるように調整する
- 学校外学童保育所も、活動場所の一つとして学校施設の利用を検討する
- 学校プール跡地を活用した施設整備も検討する
- 保育園、幼稚園等、既存の施設の活用を検討する

◆ 量の充足に向けた考え方

持続可能
安全・安心

居心地よい
保育環境

- 申請数だけでなく、退所数や利用実態などから学童保育のニーズを把握、分析し、対応を検討していく
- 学童保育所のニーズが高い子どもが入所しやすくなるよう、学童保育所以外に、成長・発達に合わせて、中高学年も過ごしやすい放課後の居場所を整備する

東京都認証学童クラブ事業

東京都独自の学童クラブ認証制度で、「子供の最善の利益を考慮した育成支援の推進や保護者ニーズに応える多様なサービス提供」を目的として、国の基準を上回る基準を定め、学童クラブ事業の質の向上を支援する制度



東京都 HP
認証学童クラブ
運営基準

	東京都認証学童クラブ基準	立川市の現状
職員体制	1支援単位につき3人以上配置	(国の基準相当)1支援単位につき2人以上
規模	1支援単位で40人 45人までは経過措置あり	41～45人:1か所 46人以上:5か所
専用区画	当面は、児童1人につき1.65㎡、 将来的には1.98㎡以上確保	(国の基準:1.65㎡/人) 1.98㎡未満:18か所
質の評価	東京都福祉サービス第三者評価の 受審 ほか	実施なし

開所日数（土曜開所）、開所時間（19時まで）、長期休業期間の昼食提供の仕組みの導入、研修計画の策定及び研修の実施 子どもの意見を聞く場や機会の創設 ほか

「東京都予算資料」「東京都HP」より一部抜粋

(5)運営形態

課題の分析

- 運営形態に違いがあること自体は課題ではない
- サービスの質を全学童保育所で均等に保つことには課題がある

課題への対応方針

職員の
サポート

持続可能
安全・安心

- 運営形態等の垣根を越えて指導員同士が交流し、運営方法、遊びの内容や子どもへの接し方、子どもの意見の尊重の仕方など、それぞれの良いところを共有し、横展開していく機会をつくっていく
- 研修の回数や内容は、均一にしていく
- 直営では、指導員のスキルアップの機会が少なく、遊具などの備品の更新がされづらい傾向があるため、市が指導員の研修やアドバイスできる環境整備を進めていくべき
- 運営形態の違いにかかわらず、サービスの質が一定の水準以上になるよう、市全体でサービスの質を高めていく

(6)保護者負担の適正化

課題の分析

- 運営経費に対する保護者負担比率が低い
- 運営経費全体の市の負担が大きい一方で、直営学童保育所の運営経費は人件費比率が高く、消耗品費比率が低いいため、子どもたちのための遊具等の更新が遅れている
- 食料品費など物価高騰の中で、現状の間食費で量や質を同等に確保するのに、指導員が苦慮している

課題への対応方針

持続可能
安全・安心

連携
協働

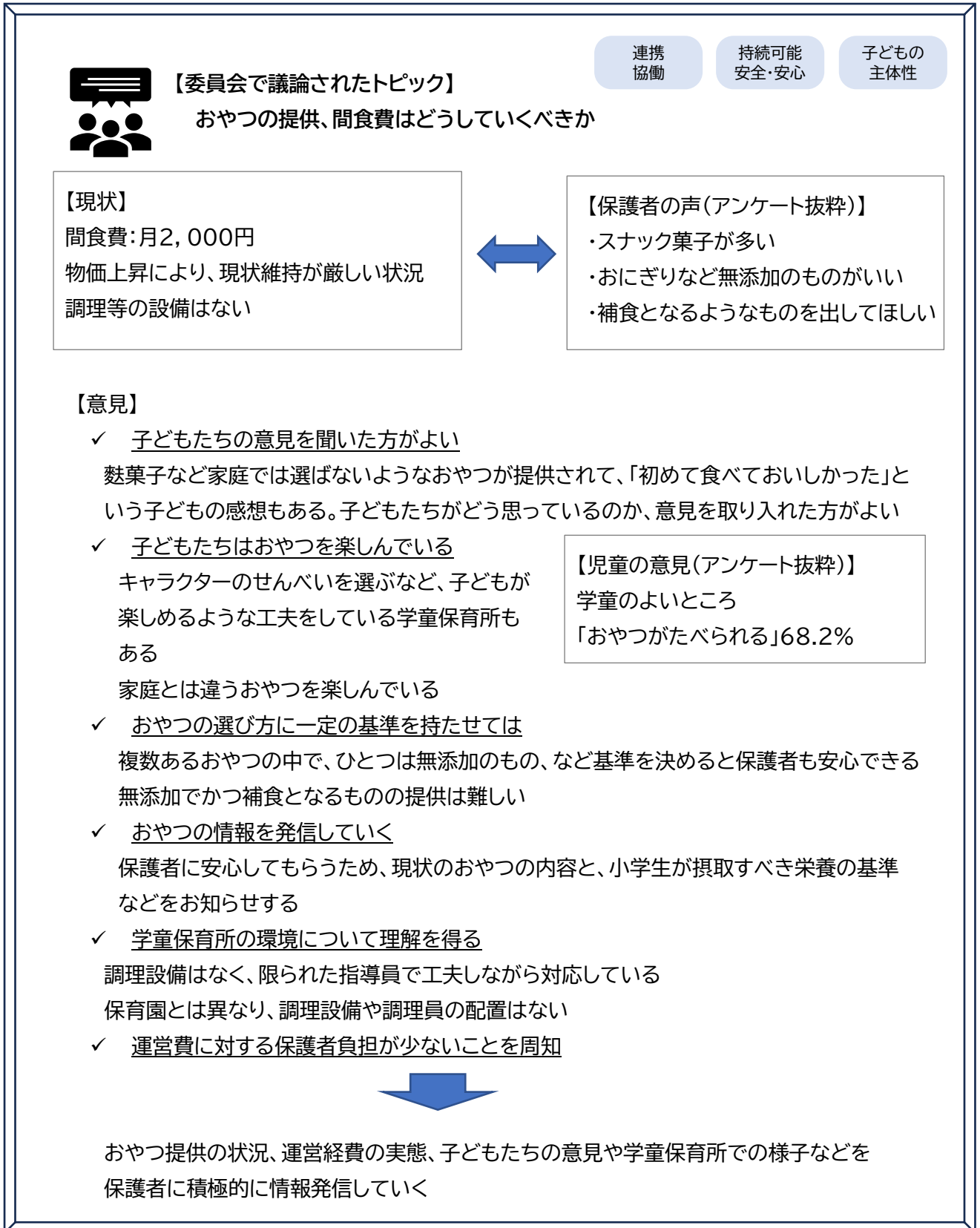
◆ 保育料の見直し

- 保護者への説明をしていくことが必要。運営経費の負担割合の現状を周知し、理解を求めていく
- 保育料を上げる必要がある場合は、保育料を上げることによって、教材や本、おもちゃなどを充足するといった、改善点、メリットの説明をし、必要性を明確に伝えていく
- 必要な経費については、保護者負担を求めるほかに、市としても予算を確保していく

持続可能
安全・安心

◆ 間食費の見直し

- 物価が高騰しており、内容や量の現状維持は難しい



(7)人材確保と職員の処遇

課題の分析

◆ 職員確保の課題

- ・ 学童保育所の開設時間は、学校の放課後が主となり労働時間が短いため、非常勤職員の採用が多く、正規職員の就職先として選ばれづらい。また、高年齢化と男性比率の低さの原因となっている
- ・ 子どもに関わる職業を志望する人の中で、小学生を対象とする学童保育所指導員を希望する男子学生などは潜在的にはいると思われるが、就職につながらない
- ・ 職業としての学童保育所指導員の認知度、魅力の周知がされていない
- ・ 民営事業者は、職員募集に係るコストの負担も大きく、支援が求められている
- ・ 国・都の処遇改善補助金の手続きが煩雑で、運営事業者への事務負担が大きく活用ができていない

◆ 人材育成と定着

- ・ 学童保育所指導員という職種が処遇改善やキャリアアップを想定できる体制になっていないことが、定着率の低い原因のひとつである
- ・ キャリアアップが望めるような研修体制など学びの環境整備が不十分
- ・ 昇給していく仕組みが不十分
- ・ 同等の資格が必要な保育園の保育士や教員等に比べて、学童保育所指導員の処遇が低い

課題への対応方針

◆ 学童保育所指導員のPR・周知

持続可能
安全・安心

- ・ 職業としての学童保育所指導員のやりがい、子どもたちを支える魅力ある分野の仕事であることを、市のコンテンツを活用し、学童保育所指導員の仕事を紹介する動画を配信するなど積極的に情報発信していく
- ・ 中学生の職場体験/高校生ボランティアの受け入れを検討する

◆ 採用に向けた取り組み

持続可能
安全・安心

- ・ 一部の学童保育所だけでなく、市全体でよい人材を確保できるようにしていく
- ・ 市による「福祉の仕事の就職フェア」等の開催、市内のイベント等での周知の機会をつくる
- ・ 見せ方を工夫し、関心を持たれるような広報を行う
- ・ 教員経験者の採用をしていく

◆ 業務の負担軽減

職員の
サポート

- ・ 市の全学童保育所で共通して方向性、運用方法を決定できることは、市がまとめて対応することで、現場指導員が担う負担を減らす

◆ 人材育成

職員の
サポート

- スキルアップが想定できる学びの提供/研修体制を整える
- オンラインやオンデマンドなど、研修の実施方法を工夫し、参加しやすい研修を実施する

◆ 処遇改善補助金の活用

職員の
サポート

- 補助のあり方、手続きの煩雑さを軽減するよう、国等へ要望をしていく

IV 今後のよりよい学童保育の実現に向けた提言

立川市学童保育のあり方検討委員会では、今後10年程度を見据えて、立川市の学童保育の現状や課題を踏まえ、学童保育の目指すべき姿の実現に向けて、次のとおり提言する。

① 子どもの主体性を尊重し、子どもの意見を活かした運営を行う

- 子どもの権利について指導員が理解を深め、子どもの最善の利益を考慮した運営を行う
- 子どもの意見を聞き、主体性を尊重する
- 子どもたちが主体となって、活動内容の決定や、運営に関わることを増やす

② 多様な子どもたち一人ひとりが、居心地よく充実して過ごせる保育環境を整える

- 子どもの特性や家庭の状況が多様化していることを捉えなおし、それぞれの子どもたちが居心地よく過ごせる環境を整える
- 子どもたちが自分らしくのびのびと過ごすことができるよう、集団規模や活動のあり方を見直す
- 待機児童対策のための定員拡大だけでなく、少人数活動ができるゾーニングやクールダウンスペースが確保できる施設改修を行う
- 特性のある児童を含めた一斉活動、個別対応、集団適応、加配の考え方を見直す
- 障害児巡回相談の充実と目的を明確化する
- それぞれの子どもの成長・発達・興味関心に合わせた運営・環境整備を行う
- 自由に、体を使って遊ぶことができる環境を整備する

③ 社会状況の変化に対応した、安全・安心で持続可能な事業運営を行う

- 学童保育の運営指針やガイドライン等の策定を検討する
- 子ども数が減少した後のことも想定し、子どもたちにとってより良い環境が保てるよう、予算を確保し環境整備を進めていく
- 学童保育のニーズを多角的に分析する
- 学童保育所だけでなく、子どもたちの放課後の居場所を整備していく
- 子どもの性被害防止への取り組みを進める
- 保育室へのカメラ設置など安全・安心な環境整備を充実させる
- 運営経費の負担状況、間食費の現状を保護者に周知し、理解を求めていく
- 利用者が負担する保育料だけでなく、必要な経費は市で予算を確保していく

- 職員の安定的な確保による学童保育の質の向上に取り組む
- 採用に向けた効果的な手立てを広げていく
- 職業としての学童保育所指導員のやりがいや、子どもたちを支える魅力ある分野の仕事であることを積極的に周知していく
- 東京都認証学童クラブの基準を満たすことを目指していく
- 福祉サービス第三者評価受審を検討する

④ 適切で途切れのないサポートをするために、学校、家庭、就学前施設等と連携・協働して子どもを見守る

- 関係機関との太いパイプを持って連携し、子どもたちの学童保育所での過ごしやすさを支える
- 就学相談や、就学前施設との情報連携ができる、途切れのないサポートのための体制をつくる
- 学校と継続した連携体制をとり、子どもと家庭を支える
- 学校施設の活用による安全・安心な活動場所の確保と環境の改善を図る
- 保護者に向けて、学童保育のあり方や子どもたちの学童保育所での様子などを積極的に情報発信し、学童保育所の運営や子どもの特性を理解しあうことで、保護者と学童保育所がともに子どもを育てていく連携体制をつくっていく

⑤ 職員を支える組織体制の構築に努める

- 現場が担っている業務を精査し、市主管課と役割分担することで、現場指導員の負担軽減を図る
- 職員がスキルアップをしていける学びの機会の提供や研修体制を整える
- 運営形態の垣根を越えて指導員同士が交流し、情報共有できる機会をつくる
- ICTの活用によるDX化を進め、指導員、保護者の負担を軽減する
- 市全体で運営の質を底上げするため、研修等は全学童保育所で一定以上の水準確保につとめる
- 現場指導員の処遇改善を進めていく

V 資料

資料1 立川市学童保育のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子育てを取り巻く環境の変化を踏まえ、これからの学童保育のあり方について検討するため、立川市学童保育のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学童保育のあり方の検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱し、又は指名する。

- (1) 学童保育に関する学識経験を有する者 1人
- (2) 学童保育所巡回相談員 1人
- (3) 市内の民間の学童保育所の代表者 1人
- (4) 公募市民 2人
- (5) 子ども家庭部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。

2 委員会の会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則(平成12年立川市規則第8号)第4条の規定を適用するものとする。

(検討結果の公表)

第9条 委員会における検討結果は、公表する。ただし、前条第2項の規定により非公開としたときは、この限りでない。

(謝礼)

第10条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、子ども家庭部子ども育成課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

資料2 立川市学童保育のあり方検討委員会検討経過

	日程	内容
第1回	令和7年8月8日(金)	・立川市学童保育の現状の把握 ・課題抽出
第2回	令和7年9月17日(水)	・学童保育のあり方基本方針 ・多様なニーズへの対応
第3回	令和7年10月17日(金)	・施設整備 ・サービス量の充足と維持 ・運営形態
現地視察	令和7年11月12日(水)	大山学童保育所 上砂スマイル学童保育所 上砂第三学童保育所
第4回	令和7年11月20日(木)	・人材確保、職員の処遇 ・保護者負担の適正化
第5回	令和7年12月16日(火)	・検討テーマごとのまとめ
第6回	令和8年1月21日(水)	・提言のまとめ

資料3 立川市学童保育のあり方検討委員会名簿

委員区分	氏名
学童保育に関する学識経験を有する者	小松 歩
学童保育所における巡回相談業務に従事している者	黒葛 真理子
市内の民間の学童保育所の代表者	小畑 くるみ
公募市民	田尻 隆子
公募市民	鳥澤 ななほ
子ども家庭部長	矢ノ口 美穂

資料4 学童保育所アンケート概要

【調査概要】

① 児童編

- 期間 令和7年7月2日～7月8日
- 対象 調査期間中に学童保育所を利用した児童
- 方法 保育時間中に対象者に配布し、本人が回答
- 対象者数 1,881人(令和7年7月時点の学童保育所登録者数)
- 回答率 有効回答数:1,501人 有効回答率:79.8%

② 保護者編

- 期間 令和7年9月17日～9月30日
- 対象 令和7年9月時点で学童保育所に入所している児童の保護者
- 方法 連絡アプリ「安心でんしょばと」で配信、回答
- 対象者数 1,858人(令和7年9月時点の学童保育所登録者数)
- 回答率 有効回答数:1,257人 有効回答率:67.7%

③ 直営学童保育所指導員編

- 期間 令和7年8月22日～9月5日
- 対象 直営学童保育所の常勤職員
- 方法 Logoフォーム
- 対象者数 62人
- 回答率 有効回答数:59人 有効回答率:95.1%

④ 民営学童保育所編

- 期間 令和7年8月22日～9月5日
- 対象 民営学童保育所
- 方法 Logoフォーム
- 対象数 21か所
- 回答率 有効回答数:21 有効回答率:100%

⑤ 運営法人編

- 期間 令和7年8月22日～10月8日
- 対象 民営学童保育所運営法人 代表
- 方法 Logoフォーム
- 対象数 10法人
- 回答率 有効回答数:6 有効回答率:60%

【結果】市HP参照

<https://www.city.tachikawa.lg.jp/kosodate/m-kosodate/1004941/1004989/1026616/1026618/index.html>



資料5

令和7(2025)年度 立川市学童保育所施設一覧

No	施設名	運営	運営主体	定員	障害児枠 (定員 内数)	令和7年4月時点				入所数	うち障害 児数	待機 児童数	空き	主な学区	主要な学校から の距離	実施場所	専用区画 (㎡)	面積/定 員 (㎡/人)	屋外環境	専用区画以 外の活動場所	築年/改 築年/開 設	経過 年数	開設年	その他
1	多摩川学童保育所	直営	市	60	4	24	1	0	46	新生	400m	団地集会所	210.70	3.51	近隣公園	なし	昭54.4	46	昭和54					
2	南富士見学童保育所	民営 (指定管理)	その他	40	4	46	2	0	0	新生・第四	400m	児童館	79.63	1.99	館庭	児童館施設	平11.3	26	昭和45					
3	富士見学童保育所	直営	市	30	4	44	0	9	0	第四	0m	学校内教室	66.00	2.20	校庭	学校体育館	平17.4	20	平成17					
4	柴崎学童保育所	直営	市	60	4	70	3	15	0	第一	0m	学校敷地内 専用施設	134.87	2.25	校庭	学校体育館	平26.9	11	昭和52					
5	錦学童保育所	民営 (指定管理)	その他	60	4	69	1	0	6	第三・第七	200m	児童館	132.20	2.20	館庭	児童館施設	平9.11	28	昭和58					
6	錦第二学童保育所	直営	市	30	4	43	0	0	1	第三	0m	学校内教室	66.00	2.20	校庭	学校体育館	平12.4	25	平成12					
7	錦第三学童保育所	直営	市	50	4	54	0	4	0	第七	0m	学校敷地内 専用施設	90.00	1.80	校庭	学校体育館	令2.8	5	平成22					
8	羽衣学童保育所	民営 (指定管理)	その他	60	4	68	0	6	0	第六・第三	300m	児童館	112.50	1.88	館庭	児童館施設	平10.3	27	昭和49					
9	曙学童保育所	直営	市	40	4	48	2	31	0	第二・第五	隣接	公有地 専用施設	75.12	1.88	校庭	学校体育館	昭63.3	37	昭和49					
10	高松学童保育所	直営	市	60	4	103	2	2	0	第五・第二	400m	公有地 専用施設	115.83	1.93	なし	なし	平27.1	10	昭和47	高松・高松二は 合同運営				
11	高松第二学童保育所	直営	市	20	0	0	0	0	0	第五・第二	400m	公有地 専用施設	54.67	2.73	なし	なし	平27.1	10	平成27	高松・高松二は 合同運営				
12	南砂学童保育所	直営	市	60	4	65	1	5	0	南砂	0m	学校敷地内 専用施設	107.50	1.79	校庭	学校体育館	令和元.8	6	平成8					
13	若葉台学童保育所	直営	市	90	4	90	3	4	0	若葉台	0m	学校敷地内 専用施設	157.31	1.75	校庭	学校体育館	令3.4	4	平成30					
14	若葉学童保育所	民営 (指定管理)	その他	40	4	33	1	0	13	若葉台	800m	児童館	75.25	1.88	館庭	児童館施設	平12.3	25	昭和49					
15	中砂学童保育所	直営	市	60	4	77	2	3	0	第八	0m	学校敷地内 専用施設	128.00	2.13	校庭	学校体育館	平成29.4	8	昭和43					
16	幸学童保育所	直営	市	60	4	70	0	6	0	幸	700m	公有地 専用施設	111.78	1.86	館庭	なし	平元.9	36	昭和49					
17	柏学童保育所	直営	市	60	4	70	3	3	0	第十	0m	学校敷地内 専用施設	110.97	1.85	校庭・館庭	なし	平3.3	34	昭和47					
18	柏第二学童保育所	直営	市	60	2	89	0	8	0	柏	0m	学校内教室	106.75	1.78	校庭	学校体育館	平17.7	20	昭和52	柏二・柏三は合同運営				
19	柏第三学童保育所	直営	市	20	2	0	0	0	0	柏	0m	学校内教室	42.00	2.10	校庭	学校体育館	平17.7	20	平成21	柏二・柏三は合同運営				
20	大山学童保育所	直営	市	40	4	50	0	13	0	大山	0m	学校敷地内 専用施設	113.94	2.85	校庭	なし	平元.3	36	昭和47					

No	施設名	運営	運営主体	定員	障害児枠 (定員 内数)	令和7年4月時点				空き	主な学区	主要な学校から の距離	実施場所	専用区画 (㎡)	面積/定 員 (㎡/人)	屋外環境	専用区画以 外の活動場所	築年/改 築年/開 設	経過 年数	開設年	その他
						入所数	うち障害 児数	待機 児童数	0												
21	上砂学童保育所	直営	市	40	4	44	1	13	0	第九	0m	学校内教室	66.00	1.65	校庭	学校体育館	平成27.4	10	昭和58		
22	上砂第二学童保育所	直営	市	60	4	70	0	14	0	上砂川	50m	民家・ アパート	100.91	1.68	館庭	なし	平5.6	32	平成5		
23	上砂第三学童保育所	民営 (指定管理)	株式会社	60	4	73	0	43	0	第九・大山	300m	児童館	152.74	2.55	館庭	児童館施設	平12.4	25	平成12		
24	松中学童保育所	民営 (指定管理)	その他	60	4	70	3	17	0	松中	300m	児童館	121.35	2.02	館庭	児童館施設	平元.5	36	昭和47		
25	西立川学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	60	4	70	1	18	0	第四・新生	600m	児童館	131.39	2.19	館庭	児童館施設	昭46.11	54	昭和46		
26	柴崎第二学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	30	4	30	2	21	0	第一	隣接	民用地 専用施設	51.34	1.71	校庭	なし	令和3.7	4	令和3		
27	錦第四学童保育所	民営(委託)	株式会社	70	4	53	1	0	17	第三・第六	450m	公有地 専用施設	127.73	1.82	なし	なし	令和2.9	5	令和2		
28	高松第三学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	25	0	27	0	0	0	第五	260m	民家・ アパート	48.86	1.95	なし	なし	平29.4	8	平成29		
29	けやき台第二学童保育所	民営(委託)	NPO法人	20	2	13	0	0	7	若菜台	100m	貸店舗	36.36	1.82	校庭	なし	平22.7	15	平成22		
30	けやき台さくら学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	30	0	30	0	0	0	若菜台	0m	保育所	59.40	1.98	園庭	なし	平29.4	8	平成29		
31	中砂第二学童保育所	民営(委託)	NPO法人	60	2	41	0	0	19	第八	隣接	公有地 専用施設	122.55	2.04	館庭	なし	平29.4	8	平成29		
32	柏第四学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	20	0	11	0	0	11	柏	600m	貸店舗	56.10	2.81	なし	なし	平23.7	14	平成23		
33	砂川七番学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	70	4	52	1	0	18	柏・幸・第十	550m	貸店舗	158.65	2.27	なし	なし	平31.4	6	平成31		
34	砂川園学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	40	0	30	0	0	14	上砂川	400m	公的施設 利用	87.90	2.20	館庭	なし	平12.4	25	平成12		
35	西砂第二学童保育所	民営(委託)	NPO法人	40	2	48	1	11	0	西砂	隣接	民用地 専用施設	80.65	2.02	校庭	なし	平27.11	10	平成22		
36	西砂第三学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	30	2	42	0	1	0	西砂	950m	民用地 専用施設	88.97	2.97	館庭	なし	平29.9	8	平成29		
37	総合福祉センター学童保育所	民営(委託)	社会福祉 法人	15	15	4	3	0	11	-	-	公的施設 利用	75.90	5.06	なし	施設内(フリー)	平24.4	13	平成24	原則3年生以上の 障害児、送迎あり 令和8年度より新築施設へ 移転、送迎100人予定	
38	西砂学童保育所	民営(委託)	株式会社	60	4	70	0	5	0	西砂	400m	自治会施設	107.46	1.79	なし	なし	-	-	昭和53		
39	上砂スマイル学童保育所	民営(委託)	株式会社	25	2					第九	300m	貸店舗	48.17	1.93	なし	なし	令和7.6	0	令和7		

立川市の学童保育のあり方に関する提言

2026(令和8年)年3月 発行

発行 立川市子ども家庭部子ども育成課
〒190-8666 東京都立川市泉町1156番地の9
電 話 042-523-2111(代表) 内線1306
FAX 042-528-4356